

離婚をするご一人ご一人が子育てをする親が多い。別居した親と子供の「面会交流」をしていない世帯も半数以上にのぼる。離婚した夫婦双方が子供の養育に関わる「共同養育」を推進している、りむすび（東京・世田谷）のしばはし聡子代表に現状や課題を聞いた。

自身の離婚の経験が活動の原点となっている。

「息子が小学校4年生のとき、夫へのわだかまりが残ったまま調停離婚をした。息子と夫の面会交流の実施は取り決めたが、夫に連絡するのが苦痛で、息子を会わせることも後ろ向きだった。その結果、息子が私の顔をさうかがい、不安定になっていった」

「あるとき息子が夫と前向きに会えるよう行動を改めたところ、明るさを取り戻した。その後、息子は夫と私の家を行き来するようになり、私の子育ての負担も減った。子育てを抱え込み疲弊したり困窮したりするシングルマザーも多い。共同養育は子供はもちろん、親にも利点がある」

生活

離婚しても両親で子育て

共同養育を推進 「りむすび」しばはし代表に聞く



しばはし 聡子（さとし さとこ） 1974年生まれ、慶大法学部卒。自身の経験を元に、離婚後も両親で子育てをする「共同養育」を普及するため、2017年に一般社団法人りむすびを設立。共同養育の相談業務、面会交流支援、講演活動などを手掛ける。

関わる共同養育は可能か。一親権がなくても実際の子育てを分担することは可能。大事なのは夫婦の感情と親子関係を切り分けて考えること。子供にとって双方とも親であることは変わらないという前提に立つべきだ。もちろん共同親権になると「離婚しても親は二人」が前提となるので、共同養育への理解は進むだろう。

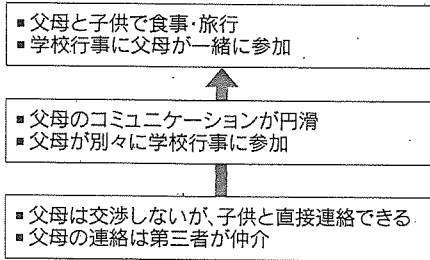
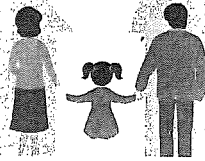
「現状は共同養育どころか定期的な面会交流さえ困難がある。なぜなのか。一つは、一緒に暮らしている親の気持ちの問題だ。離婚調停中に文書などで互いを責め合い、関係がより悪化する夫婦は多い。離婚後に直接連絡を取ることや避けがちなことになる。子供をもつ片方の親に会わせることと悪影響があると考えたり、相手に子供がなつへの嫌がったりしてためらうケースもある」

「もう一つは、一緒に暮らしていない親が、親権がないことで子供に会うことを遠慮したり、関心が薄れてしまったりすることが背景にある」

夫婦の感情と切り分けて

「子育てを分担できるの親の負担も減る。片方の親が病気になるようなときなども、助け合える可能性が高い。養育費の支払いが守られたり、食費や外出費用などが分担できれば、シングルマザーの貧困など社会課題の解決にもつながると考えられている」

共同養育には様々な形がある



法整備には依然課題多く

厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査（2016年度）では、面会交流の取り決めをしている世帯は微増しているが母子家庭で24・1％にとどまる。しない理由で「相手と関わり合いたくない」は26％で最も多い。日本は単独親権を法律で定めているが、共同親権導入を求める動きも増えている。水谷江利弁護士は「単独親権は子育てで意思決定がしやすい一方、親権を持たない親が権利を失うことで養育費の義務感も失ってしまっていることが多い」と話す。共同親権が法制化されれば、養育費の未払いが減らせる可能性もある。

ただ「共同親権の導入には、ドメスティックバイオレンス（DV）などで親権を与えないほうがいい親の判断など詰める点が多い」（水谷さん）。法改正には時間もかかる。「法律とは別に、ソフト面で共同養育を進めていく意義はある」と話す。（砂山絵理子）

具体的などのような支援をしているのか。

「離婚を考えている人の心の葛藤を下げ、関係が悪くなりがちな調停離婚をできるだけ避け、共同養育の話が離婚前にできるような支援をする。調停になると弁護士は片方の代理人となるため、両者の仲介者という立場で話を進めることが難しいからだ。別居・離婚後の子育てについて、同じ状況の人が意見交換できる会なども開催している」

最近、離婚に関して増えている相談は。

「共働き女性から、共同養育を前提に円満離婚したいという相談が増えた。経済的には安定している一方、仕事との両立のため子育ては今までのように夫と分担したい、という考えが背景にある。子供のためには離婚は推奨しないが、共同養育は今後さらに注目されていくだろう」